

2023.06.01

ESG リスクトピックス <2023 年度第 3 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<気候変動・自然資本>

OG7 首脳声明 「2035 年までに GHG 排出 60%削減」を強調、TNFD に期待示す

（参考情報：2023 年 5 月 26 日付 外務省 HP：

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/g7hs_s/page1_001673.html）

5 月 19 日から 21 日に広島で開催された G7 首脳会合は声明を公表し、世界の温室効果ガス（GHG）排出量を 2019 年比で「2035 年までに 60%削減することの緊急性が高まっている」と強調した。また「昆明・モンテリオール生物多様性枠組（GBF）」*の採択を受けて、ネイチャー・ポジティブ経済への移行を促進・支援するとし、企業に取り組みを求めた。声明では特に今年 9 月に予定されている自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）**の発表に期待を示し、市場関係者、政府および規制当局が開発を支援するように強く求めている。

2035 年の排出削減水準を示した背景として、「世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて 1.5℃未満に抑える」という世界的な目標（以下、1.5℃目標）に対して、各国が設定している目標では不十分な現状がある。

そのため、声明では 1.5℃目標に整合していないすべての国に対して、遅くとも 2050 年までに排出ネット・ゼロとすること、世界の GHG 排出量を遅くとも 2025 年までにピークアウトすることにコミットするように求めている。また企業に対しては、信頼性のある気候移行計画に基づき、パリ協定に沿ったネット・ゼロ移行を実行する必要性を強調している。

また声明では一部セクターに関して、GHG 排出削減に関する主な目標水準を示している（表 1）。

【表 1】 G7 首脳声明／環境大臣声明***で言及された各セクターの目標水準（抜粋）

セクター	目標
エネルギー	<ul style="list-style-type: none">2030 年までに G7 合計で洋上風力の容量を 150GW、太陽光発電の容量を 1TW 以上に増加させるなど、再生可能エネルギーの導入拡大2035 年までに電力部門の完全または大部分の脱炭素化の達成排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速
運輸	<ul style="list-style-type: none">2035 年までに、G7 各国の保有車両からの二酸化炭素排出を少なくとも 2000 年比で 50%削減する可能性に留意2035 年まで、または 2035 年以降に小型車の新車販売の大部分を排出ゼロ車両とする2035 年までに乗用車の新車販売の 100%を電動車とする関連するインフラ、持続可能なカーボンニュートラル燃料を促進2050 年までに、国際海運・国際航空からの GHG 排出をゼロにする目標達成のための取り組み強化
建築	<ul style="list-style-type: none">ライフサイクルを考慮した設計・改修・建設や、木材を含む持続可能な材料・機器の使用、従来型材料の生産を脱炭素化することなどによるゼロカーボン対応／ゼロ・エミッションの新建築物を 2030 年またはそれ以前に実現

上記の目標設定以外にも、GHG 排出削減を実現するうえで必要な技術への投資、炭素市場及び炭素価格制度の設計・実施、そして気候関連財務情報開示 (TCFD) の重要性について言及された。

これらの内容を受けて、企業は自らの移行計画が国際的な要求と整合しているかを見直すことが期待される。また気候分野以外でも、声明では生物多様性、プラスチック問題、水資源、違法漁業、薬剤耐性などの自然関連の課題が広く取り上げられている。企業は TNFD などの枠組みを活かしながら、自社事業とこれら課題との関係性を評価した上で、政策の強化を想定し、リスク管理に統合していくことが期待される。

* GBF

2022 年 12 月に開催された第 15 回生物多様性条約締約国会議 (COP15) で採択された国際的な生物多様性保全の目標の枠組み。2030 年までに生物多様性の損失を食い止めることを掲げる。

** TNFD (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)

自然関連財務情報開示タスクフォースのこと。企業や金融機関が自身の経済活動における、自然環境や生物多様性に関するリスクと機会を評価し、情報開示することを促すイニシアティブ。2023 年の 9 月に最終提言が公開される予定。

*** G7 首脳会合に先立って、4 月に札幌で G7 気候・エネルギー・環境大臣会合が開催された。

https://www.env.go.jp/earth/g7/2023_sapporo_emm/

<情報開示>

○非財務情報の国際開示基準、「不平等」と「社会」の策定を同一組織に一本化へ

(参考情報：2023 年 4 月 13 日付 TIFD HP

<https://thetifd.org/joint-statement-on-convergence-between-tifd-and-tsfd>)

企業の非財務情報開示の国際基準で準備が進められている「不平等」と「社会」の 2 テーマの策定作業を同一組織に一本化することになった。不平等関連財務開示に関するタスクフォース (TIFD: Task Force on Inequality-related Financial Disclosures) の準備組織が 4 月 13 日、非財務情報 (ESG) 課題のうち「S (社会)」の開示フレームワークの開発を目指している社会関連財務情報開示タスクフォース (TSFD: Taskforce on Social-related Financial Disclosures) と統合することを公表した。TCFD や TNFD との相互運用性を確保した設計を目指す。

TSFD の検討母体は今年 4 月、策定に向けて官民連合を構築するため、OECD やその他の主要なステークホルダーとのエンゲージメントを継続すると公表。持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) の「不平等への取り組み」と協力し、不平等の軽減に向けた取り組みを強化すると公表しており、今回の統合もその一環といえる。

TIFD は、2021 年 7 月に発足。主要メンバーは概ね NGO で構成し、同 11 月には国連開発計画 (UNDP) が加入した。企業が原因で生じる社会的・経済的な不平等の是正を目的に、開示の枠組みの開発を目指す。詳細は検討の途上だ。

一方、TSFD は、食品大手の仏ダノンが主導し、OECD や仏政府が支援する検討組織が 22 年 6 月に構想を発表、タスクフォース発足準備が進んでいた。グローバル企業のユニリーバやロレアル、マイクロソフトに加えて、日立製作所やリコーなど日本企業も参加。OECD の多国籍企業行動指針や Framework for Measuring Well-Being and Progress、Observatory on Social Mobility and Equal Opportunity などの既存指針に基づいた開示の枠組みの検討を進めていた。

<景品表示法>

○景品表示法に基づく課徴金が過去最大

(参考情報：消費者庁 https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_230411_01.pdf

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/fair_labeling_160801_0001.pdf)

消費者庁は4月11日、特定企業に対して、景品表示法違反の課徴金では過去最高となる6億744万円の納付を命令した。課徴金制度が景品表示法に導入された2016年以降、課徴金納付命令の措置が取られたケースは100件以上あり、その対象は大手企業も少なくない。

景品表示法に違反する不当表示(優良誤認表示、有利誤認表示等)は、事業者側に故意や過失が無い場合でも、課徴金納付命令の措置対象となる。違反行為が認められた場合、対象商品・サービス売上の3%の課徴金納付を命じられる等のリスクに加え、虚偽の表示をしている印象がつくことで顧客の減少に繋がるといったレピュテーションリスクに発展する。

また、先月5月10日には違反行為に対する抑止力強化や事業者の自主的な改善取り組みを促進するための改正景品表示法が参議院本会議で可決・成立した。改正法は、不当表示の疑いがある事業者の自主的改善を促進するための確約手続き制度導入や、罰金100万円以下の直罰規定などを新たに盛り込んでおり、公布日から1年半以内に施行される予定である。

このような状況も踏まえ、事業者は自社の景品表示法抵触リスクを認識し、社内体制の改善や強化を図ることが望まれる。

<景品表示法に纏わるリスク対策の例>

	対策	取り組み上のポイント
1. 不当表示の予防	(1) 社内ルールの整備	表示等作成に係る社内規定・行動規範等の見直しと強化
	(2) 表示等に関する情報の集約	企画・設計から加工までの各プロセスごとに表示に纏わるチェック事項を作成し、最終的な表示検証時に表示の根拠を確認できるように集約
	(3) 表示等根拠の記録徹底	表示等を作成する際、その内容の根拠となる情報を記録
	(4) 商品・サービス内容の情報共有体制構築	商品やサービスの変更時、表示担当部門への情報が正確に伝わるような連携体制を構築
2. 不当表示発覚の備え・対応	(1) 誤認排除・商品回収体制構築	一般消費者に対して誤認を取り除くための適切な周知や商品の回収を迅速に行うための対応体制を構築
	(2) 確約手続き制度等の活用検討	改正法により導入される自主申告・自主返金による課徴金減免制度や確約手続きを活用

<サイバー>

○2,000を超える不正アクセスを検知 サプライチェーンリスクが浮き彫りに、IPA調査

(参考情報：2023年4月25日付 独立行政法人 情報処理推進機構 HP

「令和4年度中小企業等に対するサイバー攻撃の実態調査」調査実施報告書について

<https://www.ipa.go.jp/security/reports/sme/cyberkogeki2022.html>)

独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）は4月25日、「令和4年度中小企業等に対するサイバー攻撃の実態調査」調査実施報告書を公表した。調査期間中、対象企業に設置した UTM*や EDR**などのセキュリティ装置から 2,000 を超える不正アクセスを検知、サプライチェーンの弱点を突いた攻撃の増加を裏付けた形だ。

本調査は、サプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策強化のために必要な対策や、その実装に向けて有効な業界全体としての取り組みの検討に供する目的のもと実施。外部からの情報窃取や取引先企業への攻撃の足掛かりとしてのサイバー攻撃を受けるおそれが大きいと考えられる経済安全保障上重要となる「半導体」、「自動車部品」、「航空部品」の3分野の中小企業、及び防衛装備庁の紹介企業3者を加えた43者を選定し、①セキュリティ専門家によるヒアリング、②対象中小企業等におけるネットワーク環境、およびセキュリティ対策状況について現況調査、③メールセキュリティ意識調査を実施した。

調査期間中（2022年11月～2023年1月）に対象企業に設置した UTM や EDR の検知結果は以下のとおり。3か月間の調査期間において 2,008 件もの不正アクセスと疑われる挙動***を検知した。

機器名	検知項目	概要	検知結果（件数）
UTM	不正プログラム	コンピュータが不正に操作され、社内の情報をインターネットに対して送り出す疑いのあるプログラムを検知、ブロックした件数	276
	不正侵入防止	ソフトウェアやネットワークの脆弱性を利用してシステムへの不正侵入を検知、ブロックした件数	724
	不正サイト	不正プログラムへの感染や実行、フィッシング詐欺被害等の発生につながる悪意ある Web サイトへのアクセスを検知、ブロックした件数	581
EDR		端末等のエンドポイントで不審なコマンドやファイル生成を検知した件数	427

出典：IPA「令和4年度中小企業等に対するサイバー攻撃の実態調査」調査実施報告書をもとに弊社にて作成

IPAは2019年度と2020年度に中小企業におけるセキュリティ対策状況と攻撃の実態把握を目的とした「サイバーセキュリティお助け隊」実証事業****を実施、中小企業において①サイバー攻撃への対策、②セキュリティ対策における人的リソース、③セキュリティ対策への予算割り当て、④セキュリティに対する情報が不足していることが明らかになり、これらを踏まえて、相談窓口、異常の監視、緊急時の対応支援、簡易サイバー保険などの各種サービスをワンパッケージで安価に提供することを要件としてまとめた「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準」を2021年2月に策定・公表している。2023年5月時点で当該基準を満たしたサービスは30事業者・35サービスあるが、当該サービスを導入した国内企業はようやく1,000社になったという。

セキュリティ対策の強固な企業等は直接攻撃せずに、それ以外のセキュリティ対策が脆弱なサプライチェーン上の企業等を最初の標的とし、そこを踏み台として顧客や上流プロセスの関連企業等、本命の標的を狙う攻撃が増加している。企業個々だけではなく、業界全体としての対策の取り組みが急務である。

- * 様々なセキュリティ脅威対策をひとまとめにした統合脅威管理のセキュリティ機器。ルータ配下に専用機器を設置することでネットワークの出入り口を監視し、不正通信を検知・遮断する。
- ** エージェントによる自動検知とアナリストによる分析・検知により、マルウェアの振舞いや PC 端末の不正な挙動を検知・解析することでプロセス停止やファイル隔離を行う機器。
- *** 対象企業に設置した UTM と EDR から検知したもの。これらとは別に、スパムメールの受信 31,268 件や WAF（ウェブアプリケーションファイアウォール）による攻撃兆候（例：Web サイト偽造や悪意あるコード挿入、脆弱性のスキャン）の検知 36,185 件も検知している。
- **** サイバーセキュリティお助け隊（令和 2 年度中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援体制構築事業）の報告書について

<危機管理広報>

○スープ専門チェーン、一部で批判の離乳食の無償提供に意見公表

4 月末にスープ専門チェーン店による離乳食の無償提供を開始するとの予告発表が、SNS 上で賛否両論を呼び、その後の同社広報対応が称賛を集めた。従業員の不適切な顧客対応や SNS における公式アカウントでの発信内容が社会的非難を浴び、その後の広報対応の失敗で火に油を注ぐケースが多くある中で、企業イメージを向上させる形で事態が収束したケースは比較的珍しい。

今回予告発表された同社の取り組みに対して、好意的な意見も多くある一方で、顧客層や店内の雰囲気の変化することへの反発やモラル・マナーを欠いた行動の増加を憂慮した否定的な意見も集まった。これらの反応を受けて同社が約一週間後に発出した HP 上でのリリース文が、謝罪に寄ったものではなく、自社の理念と取り組みに対する思いを語るものであったことがポジティブな印象を与えた。

展開の早い SNS では、早期にレピュテーションの低下に気付き、企業として迅速な対応を実行できるかも成否を分ける大きなポイントである。しかし、自社に非がなく、直ちに利用者に不利益が生じない今回のようなケースでは、同社のようにスピードよりも慎重な対応を重視することも有効といえよう。加えて同社の対応で良かった点として、自社の公式見解を SNS ではなく HP 上で述べたこと、その内容が批判への応酬やあからさまな反論ではなく、否定的な意見者にも配慮した文面であったことも挙げられる。

なお、SNS 等で「炎上」した場合の基本的な対応は、①事実確認・原因究明、②（炎上）動向のモニタリング、③対応策の検討・実施の 3 つに大きく分けられる（詳細は下表「炎上対応の基本」のとおり）。特に③の前提となる①において事実認識にもとづく原因分析（自社の非の有無、誤解か否かなど）が不十分で誤った広報対応をした場合、さらなる反発や批判を招き、炎上範囲の拡大については企業イメージの悪化につながるおそれがある。

誰しものがいつでもどこでも自由に意見発信できる SNS 時代の現在では、企業が想定外の非難を浴びることは珍しくない。有事の際に迅速かつスムーズな対応を組織的に行うには平時からの備えが重要である。これを機に SNS リスクを踏まえた自社の危機管理広報態勢の見直しを検討されたい。

<炎上時対応の基本>

炎上時対応	実施事項例	主な対応上の留意点
①事実確認・原因究明	<ul style="list-style-type: none"> 調査、収集情報の集約・整理 経緯や原因の特定・分析 証憑との突合など 	<ul style="list-style-type: none"> 自社の非が明らかな場合、③の実施前提で準備
②炎上の観測	<ul style="list-style-type: none"> 炎上範囲や拡散の推移確認 ステークホルダーへの影響や自社事業への影響の見通しなど 	<ul style="list-style-type: none"> 原則スピードを重視で、対応の要否を見極める
③対応策の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> 統一見解の検討 公表手段・内容・時期の決定 想定問答の準備など 	<ul style="list-style-type: none"> 電話取材など個別照会にも一元的な対応をする

<内部統制>

OCOSO、サステナ報告の信頼向上へ、内部統制「原則」の活用促すガイダンスを公表

(参考情報：2023年3月30日付 COSO HP：

[https://www.coso.org/SitePages/COSO-Releases-New-\(ICSR\)-Supplemental-Guidance.aspx](https://www.coso.org/SitePages/COSO-Releases-New-(ICSR)-Supplemental-Guidance.aspx))

米国のトレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が3月30日、企業のサステナビリティ開示情報の信頼性向上のため、既存の内部統制フレームワーク（ICIF）の活用を促す補助ガイダンスを公表した。

タイトルは「Achieving Effective Internal Control over Sustainable Reporting (ICSR)」。ICIFで有効な内部統制の要件として示す17の「原則」について、サステナビリティ情報開示に適用するための説明をまとめた。サステナビリティ課題に関する企業の開示や意思決定の信頼性向上のため、原則の活用を促すのが目的。

COSOは、ガイダンスの公表に際して、財務報告に加えてサステナビリティ報告も内部統制活動の対象にする企業が近年増加していると指摘。ICIFがグローバルに認知・活用されている現状からも、ICSRの要求事項が第三者保証を含めサステナビリティ報告の信頼性確保の基準として機能していく可能性がある。

ICIFは1992年に初版が公表された。内部統制の3つの目的（「業務の有効性・効率性」「財務報告の信頼性」「法令等遵守」と、目的を達成するための5つの構成要素（「統制環境」「リスク評価」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング活動」）を提唱した。1980年代前半の企業不祥事を契機に作成されたため、「財務報告の信頼性」は特に重要な目的だった。その後、ビジネス環境での非財務情報の重要性の高まりを受け、2013年の改訂で「財務報告の信頼性」の「財務」を削除。財務・非財務を問わず組織のあらゆる報告の信頼性確保に対象を広げた。併せて、この改訂時に17の「原則」が新設された。

さらに、今回のガイダンスでは、17の「原則」をサステナビリティ報告に適用するための方法を事例交えて詳述。適切なサステナビリティ報告のための具体策に踏み込んだ。例えば、「統制環境」では、トップマネジメントがサステナビリティ重視にコミットすることや、サステナビリティ方針を示すことなどを組織のパフォーマンスを引き上げる取り組み例に挙げた。

ガイダンスは、米国管理会計人協会が2017年に公表のICIFを活用したサステナビリティパフォーマンスデータの信頼性向上を研究したレポート「Leveraging the COSO Internal Control - Integrated Framework to Improve Confidence in Sustainability Performance Data」を発展させたもの。執筆は、同協会代表のほか、企業会計や監査の専門家など6人が担った。

<情報開示>

○国内企業の非財務情報開示が進展、IR 協議会調査で判明

(参考情報：2023年4月14日付 日本 IR 協議会 HP)

<https://www.jira.or.jp/news/detail?id=177&category=2>

日本 IR 協議会は4月14日、第30回「IR活動の実態調査」の結果を公表した。それによると、以前の調査結果に比べて、非財務情報開示を中心に株主・投資家向け広報（IR）活動の進展があったと評価。ESGを含む非財務情報の開示では多くの企業でIR部門と他部門の連携が進む一方、統合報告書の作成で社内リソース不足が一部企業で課題になった。また、コーポレートガバナンス・コード（CGコード）の対応状況の回答では、東京証券取引所の調査結果との隔たりも見られる。

今回の調査は改訂CGコード（2021年6月）および22年4月の東証の市場再編への対応に焦点を当てた内容。回答では、非財務情報の開示に取り組む企業からは、「ESGに関する考え方を示し、投資家が理解しやすい情報を開示している」（80.7%）、「SDGsなどに紐づけ、重視する領域（マテリアリティ）を特定し、それを経営戦略に組み込んだうえ、企業価値向上にどうつなげるかを説明している」（62.9%）などの回答が目立った。これらを受け、報告ではサステナビリティ情報開示の制度化や気候変動リスク対応の重要性への認識の高まりなどを背景に、IR活動における非財務情報開示の比重が高まったと総括した。

また、非財務情報の開示対応でIR部門が他部門と連携していると答えた企業は81.9%で、社内連携の進展が伺える。ただし、企画や総務、サステナビリティといったコーポレート部門間で連携済みとの回答がいずれも半数を上回る一方で、営業や研究開発、製造などの現業部門との連携は2~3割程度にとどまった。ほかに、統合報告書の作成を社内横断プロジェクトで取り組む企業では、部門間の合意や調整を課題とする回答があった。社内の人材・スキル不足やマテリアリティなど記載内容を整理できていないといった声も目立った。

CGコードへの対応では、質問15項目のうち14項目で実施企業の割合が前年調査から増えた。ただし、取締役会や管理職における多様性の確保といったダイバーシティに関する3項目はいずれも50%を下回り、相対的に取り組みが遅れていた。

なお、東証による「東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2023」に記載された実施状況（コンプライ率）と比べると、日本 IR 協議会の調査結果は3項目とも東証より低かった。例えば、IR協議会調査の「管理職における多様性の確保についての考え方と測定可能な自主目標の設定」の実施割合は46.3%だが、東証白書では同設問に対応する補充原則2-4①はコンプライ率が58.9%だった。東証は「一部について目標を開示していない項目がある場合は当該項目について目標を設定しない旨とその理由（考え方）を示すことによって同補充原則にコンプライしている会社もある」と注記している。東証調査の「コンプライ」は、実際よりも高く、IR協議会の方が実状に近いと推察される。一方、IR協議会の調査でも取締役会の機能発揮に関わる質問は実施の回答が多かった。「他社での経営経験を有する経営人材の独立社外取締役への選任」は82.6%で、東証調査で相当する補充原則4-11①の78.1%を上回った。

IR協議会調査は1月24日から3月7日までで、当時の全上場会社4023社が対象。回収率は26.4%（1061社）だった。

<ERM>

○金融庁、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を提言。企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を促す

(参考情報:2023年4月26日付 金融庁 HP <https://www.fsa.go.jp/news/r4/singi/20230426.html>)

金融庁は4月26日、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」(「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の意見書(6))を公表した。意見書では企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を促すためのコーポレートガバナンス改革に関する現状の課題の整理、今後の取り組みに向けた施策や検討の内容を提言。

現状の課題として前回会議や実態調査などで指摘されていた①資本コストを考慮した経営の促進、人的資本を含むサステナビリティ取り組みの促進に関する経営上の課題、②取締役会や指名委員会などの実効性向上、独立社外取締役の機能発揮に関する課題、③情報開示の充実、法制度や市場環境の課題解決など企業と投資家との対話に関する課題が、「企業が持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた課題」と「企業と投資家の対話に関する課題」の2点に整理され、具体的な施策・検討の内容が示された。(下表参照)

女性役員比率の向上などの施策・検討は、その実施時期が明記され、今後政府や証券取引所も一体となったガバナンス改革の促進が予想される。企業と投資家はガバナンス改革の実質化に向けたさらなる取り組みが求められている。

1. 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた課題	
項目	施策・検討の内容
A) 収益性と成長性を意識した経営	<ul style="list-style-type: none"> ● 資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営(事業ポートフォリオの見直しや、人的資本や知的財産への投資・設備投資等、適切なリスクテイクに基づく経営資源の配分等を含む。)を促進する。【2023年春から順次実施】
B) サステナビリティを意識した経営	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券報告書に新設された人的資本・知的財産・多様性を含むサステナビリティに関する情報開示の枠組みの活用(好事例集の公表)等を通じてサステナビリティに関する取り組みを促進する。【2023年～2025年に順次実施】 ● サステナビリティ開示基準策定のための国際的な議論に積極的に参画し、人的資本を中心とするサステナビリティ情報の開示の充実を推進する。【2023年以降継続して実施】 ● 女性役員比率の向上(2030年までに30%以上を目標)等、取締役会や中核人材の多様性向上に向けて、企業の取組状況に応じて追加的な施策の検討を進める。
C) 独立社外取締役の機能発揮(取締役会、指名委員会・報酬委員会の実効性向上)	<ul style="list-style-type: none"> ● 有価証券報告書における取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況に関する情報開示の拡充を踏まえ、その実態調査・事例の取りまとめ・公表等を通じて、取締役会等の実効性評価等によるPDCAサイクルの確立を促進し、更なる機能発揮を図る。【2023年秋】 ● 独立社外取締役に対して期待される役割の理解促進のための啓発活動(研修を通じたスキルアップ等)の実施を進める。【2023年春】

2. 企業と投資家との対話に係る課題	
項目	施策・検討の内容
A) スチュワードシップ活動の実質化	<ul style="list-style-type: none"> ● スチュワードシップ活動の実質化に向けた課題（運用機関における十分なリソースの確保、エンゲージメント手法の工夫、インセンティブの付与、年金等のアセットオーナーにおける体制の拡充等）の解決に向けて、運用機関・アセットオーナー等の取組みを促進する。【2023年春から順次実施】
B) 対話の基礎となる情報開示の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● プライム市場上場会社について、投資家との対話の実施状況やその内容等の開示を要請する。【2023年春】 ● コンプライ・オア・エクスプレインの趣旨を改めて周知するとともに、エクスプレインの好事例や不十分な事例の明示に取り組む。【2023年春】 ● 有価証券報告書と事業報告等の重複開示に関する開示の効率化を含め、投資家が必要とする情報を株主総会前に効果的・効率的に提供するための方策について、継続的に検討を進める。 ● 投資家との対話の基礎となるよう企業のタイムリーな情報開示を促進する方策について検討を進める。
C) グローバル投資家との対話促進	<ul style="list-style-type: none"> ● グローバル投資家の期待（独立社外取締役の比率、多様性、英文開示等）に自律的、積極的に応える企業群の「見える化」を通じて、企業と投資家の対話を促進する。【2023年夏から順次実施】 ● 特に、プライム市場における英文開示の義務化を含め、英文開示の更なる拡充を図る。【2023年秋】
D) 法制度上の課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ● 大量保有報告制度における「重要提案行為等」「共同保有者」の範囲の明確化について検討を進める。 ● 実質株主の透明性のあり方について検討を進める。 ● 部分買付け（上限を付した公開買付け）に伴う少数株主の保護のあり方について検討を進める。
E) 市場環境上の課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ● 従属上場会社に関する情報開示・ガバナンスのあり方について検討を進める。 ● 政策保有株式の縮減については、有価証券報告書における情報開示の規律の強化や、東証市場区分見直しに伴う上場維持基準の変更及びその経過措置を踏まえた進捗を今後継続的にフォローアップし、必要に応じて更なる施策の検討を進める。【2023年～2025年に順次実施】

出典：金融庁「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」をもとに
弊社にて作成

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研（株） リスクコンサルティング本部
リスクマネジメント第三部**

interrisk_csr@ms-ad-hd.com（危機管理・コンプライアンスグループ）

interrisk_erm@ms-ad-hd.com（統合リスクマネジメントグループ）

CyberRisk_irric@ms-ad-hd.com（サイバーリスクグループ）

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

<サイバーリスクグループ>

- ◆ 情報セキュリティ、サイバーリスク

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD支援）

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2023